

## 配食サービス事業について

配食サービス事業は、栄養改善の必要な方に配食の支援を通して、定期的に訪問します。状況把握のため、原則 **手渡し** となります。

この事業の実施主体は仙北市ですが、決定を除き、社会福祉法人等に委託しております。

### 【 対 象 者 】

市内に住所を有するおおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属する方。

### 【 利 用 回 数 】

実施回数は月 2 回です。

### 【 利 用 料 】

1 食につき市県民税非課税世帯は 2 0 0 円・市県民税課税世帯は 4 0 0 円ですが、市県民税課税世帯にあってはその費用の 2 分の 1 を市が負担します。

◎この事業に関する「お申し込み」「お問い合わせ」は包括支援センター（0187-43-2283）までご連絡ください。

